

令和6年6月市議会 総務委員会資料

所管事項調査

指定管理者の更新の方針について

【目次】

ページ

1	指定管理者更新施設一覧	2
2	公募予定施設	3～9
3	非公募予定施設	10～22

南・北総合事務所

令和6年6月

1 指定管理者更新施設一覧

選定方法	施設名	設置根拠 (条例)	現在の 指定管理者	指定期間	所管課
公募	長崎市健康づくりセンター	長崎市健康づくり センター条例	オリエンタル・ビル管理 株式会社	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで	南総合事務所 地域福祉課
非公募	長崎市蚊焼地区ふれあいセンター	長崎市ふれあい センター条例	蚊焼地区コミュニティ 協議会		
	長崎市三重地区市民センター	長崎市 市民センター条例	三重地区市民センター 運営委員会		北総合事務所 地域福祉課

参考 指定管理者制度導入施設数（老人福祉施設を除く）

中央総合事務所総務課所管：22 施設

東総合事務所地域福祉課所管：3 施設

南総合事務所地域福祉課所管：10 施設

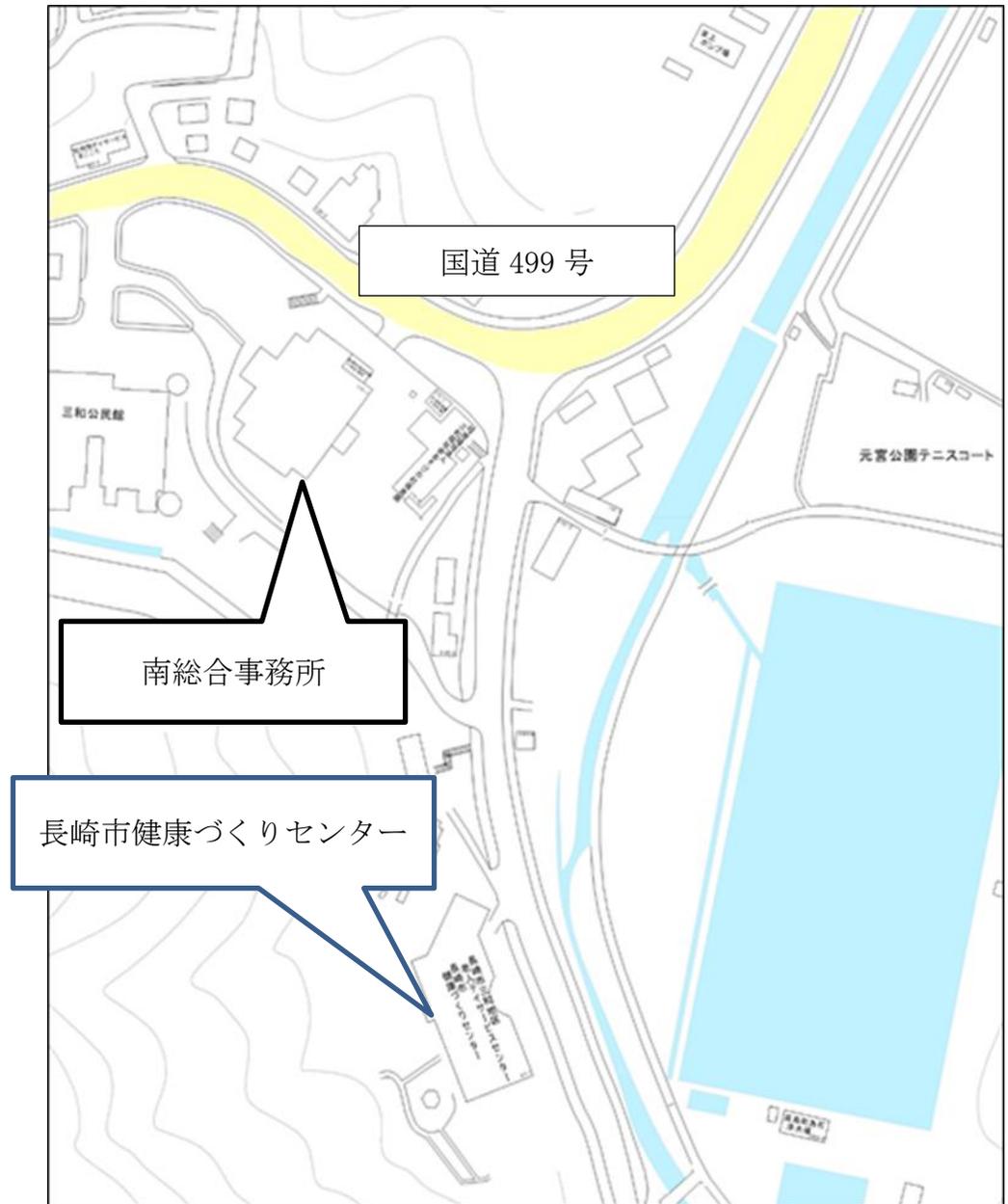
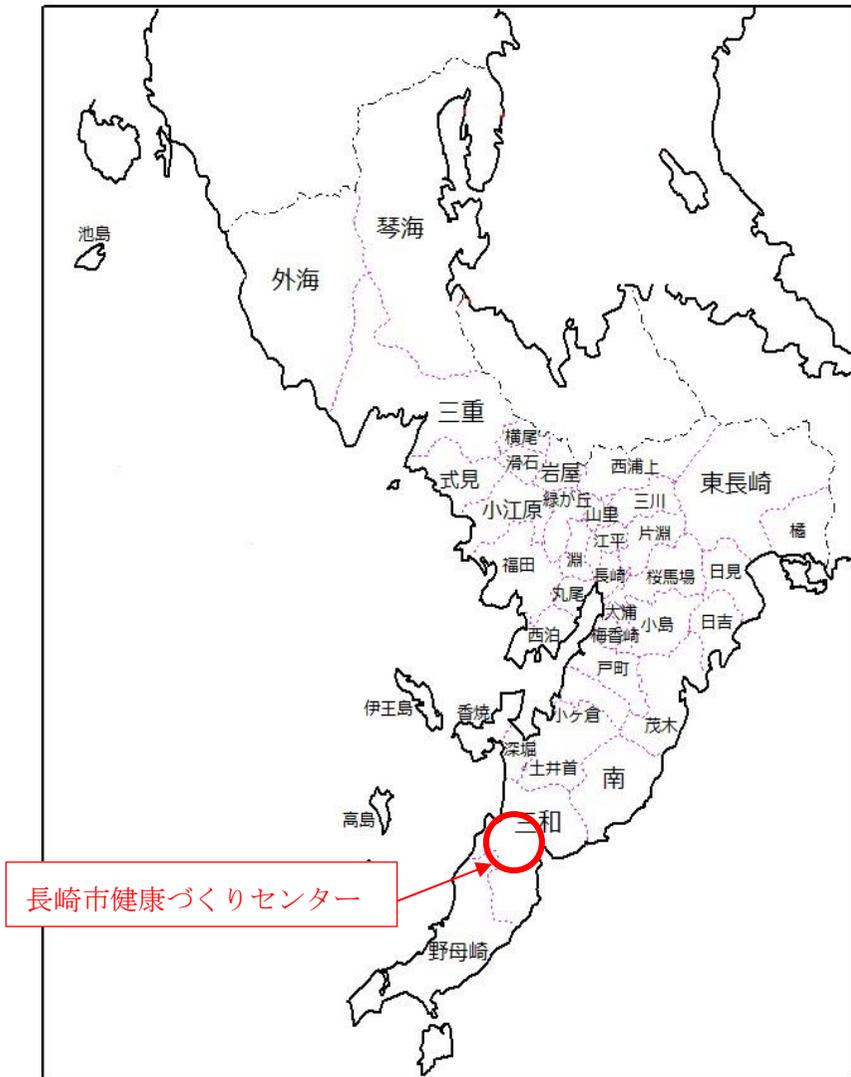
北総合事務所地域福祉課所管：5 施設 計 40 施設

2 公募予定施設

(長崎市健康づくりセンター)

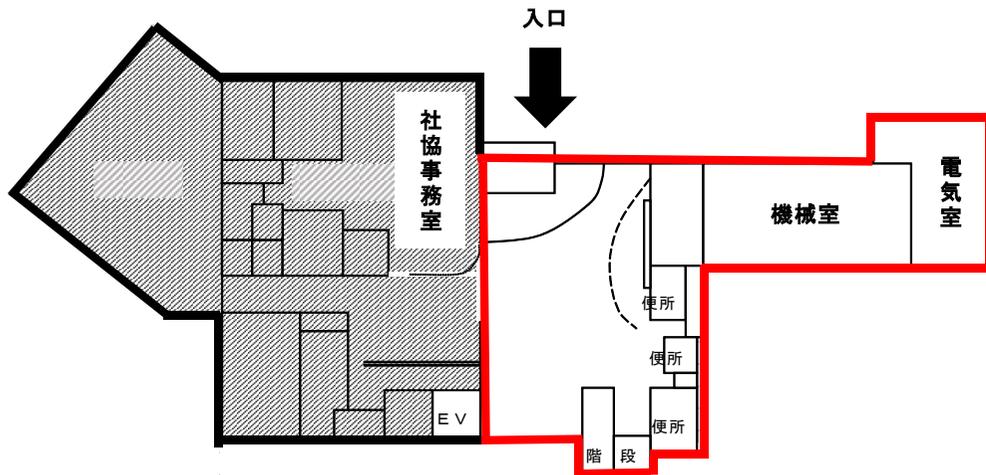
(1) 施設の概要

ア 位置図

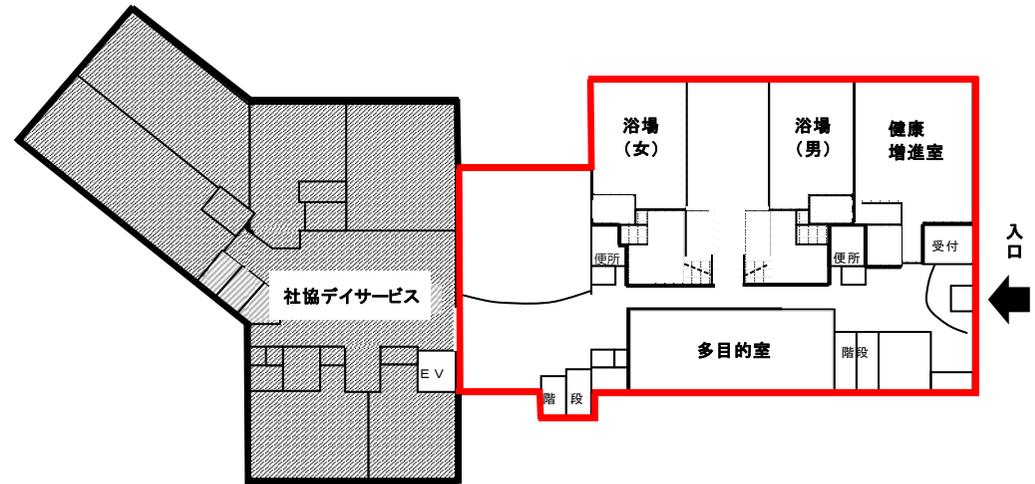


イ 平面図（配置図）

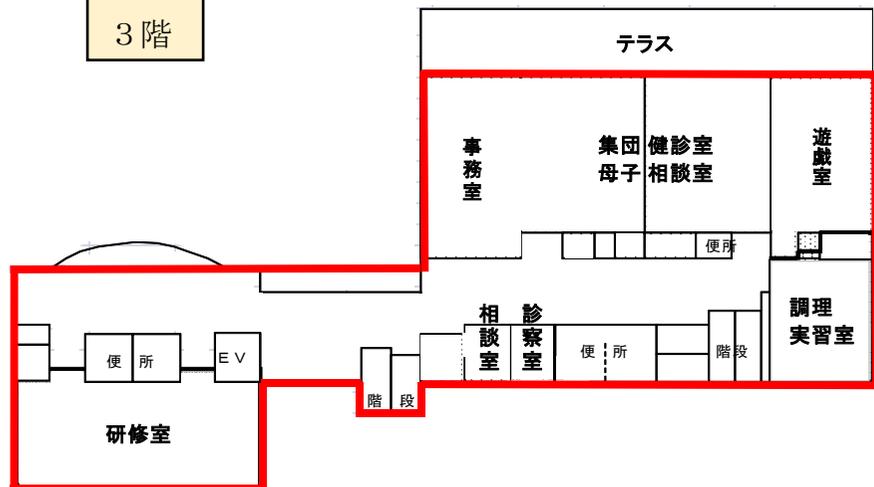
1階



2階



3階



・ 健康づくりセンター
 (行政財産) (所管：南地域福祉課)

・ 長崎市社会福祉協議会三和支所貸付
 (普通財産) (所管：資産経営課)

ウ 写真



外観



浴場



健康増進室



研修室

- エ 名称 長崎市健康づくりセンター
- オ 所在地 長崎市布巻町 67 番地 1
- カ 構造 鉄筋コンクリート造 3 階建
- キ 設置年月日 平成 14 年 4 月 1 日
- ク 設置目的 市民の健康の増進を図るため
- ケ 主な施設内容

延床面積		3,542.03 m ³
施設内容	1 階	962.99 m ³ 社協事務室、機械室、電気室
	2 階	1,587.74 m ³ 浴場、健康増進室、多目的室、社協デイサービスセンター 等
	3 階	991.30 m ³ 研修室、集団健診室、母子相談室、遊戯室、調理実習室、相談室、診察室、事務室

コ 開館時間の承認の基準

施設名	利用時間
多目的室	午前 9 時から午後 9 時までの時間帯を基本とし、1 日 12 時間以上
研修室	
健康増進室	午前 10 時から午後 9 時までの時間帯を基本とし、1 日 11 時間以上
浴場	
調理実習室	午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分までの時間帯を基本とし、1 日 8 時間 30 分以上

サ 休館日の承認の基準

施設名	休館日	
多目的室	12月29日から1月3日までの 期間内	毎週火曜日
研修室		
健康増進室		毎週土曜日、毎週日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日
浴場		
調理実習室		

(2) 指定管理者制度導入による効果の検証

ア 利用者の推移

(人)

年度	導入前 (H21年度)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
浴場	102,058	68,670	62,991	46,821	64,691	72,237
健康増進室	6,331	9,183	4,842	4,405	6,944	9,455
その他	2,077	4,090	2,043	1,872	2,179	2,224
合計	110,466	81,943	69,876	53,098	73,814	83,916

イ 指定管理委託料（修繕に係る委託料を除く）

（千円）

年度	導入前 （H21年度）	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
金額	56,585	45,540	47,865	47,865	47,865	47,865

ウ 利用料金収入

（千円）

年度	導入前 （H21年度）	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
金額	16,385	14,710	12,650	9,190	12,458	14,295

エ 主なサービス向上策

（ア）菖蒲湯、七夕笹飾り、敬老の日（高齢者にプレゼント）、ハロウィン（お子様にプレゼント）、クリスマスツリーの飾り付け、柚子湯、節分（豆菓子をプレゼント）

（イ）アンケート等を通して利用者から頂いた「声」を運営に反映

オ 評価

開館中の巡回点検、セルフモニタリングを行う等、安全・安心・快適な環境を整備し、適正な施設運営がなされている。

また、利用者の意見や要望に対しても迅速で適切な対応が行われており、指定管理者の創意工夫で様々なサービス向上への取り組みがなされていることについては評価できる。

(3) 次期指定管理者の選定方針について

- ア 現在の指定管理者 オリエンタル・ビル管理株式会社
- イ 現在の指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
- ウ 次期指定期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
- エ 選定方法 公募
- オ 利用料金制 適用

(4) 指定までのスケジュール

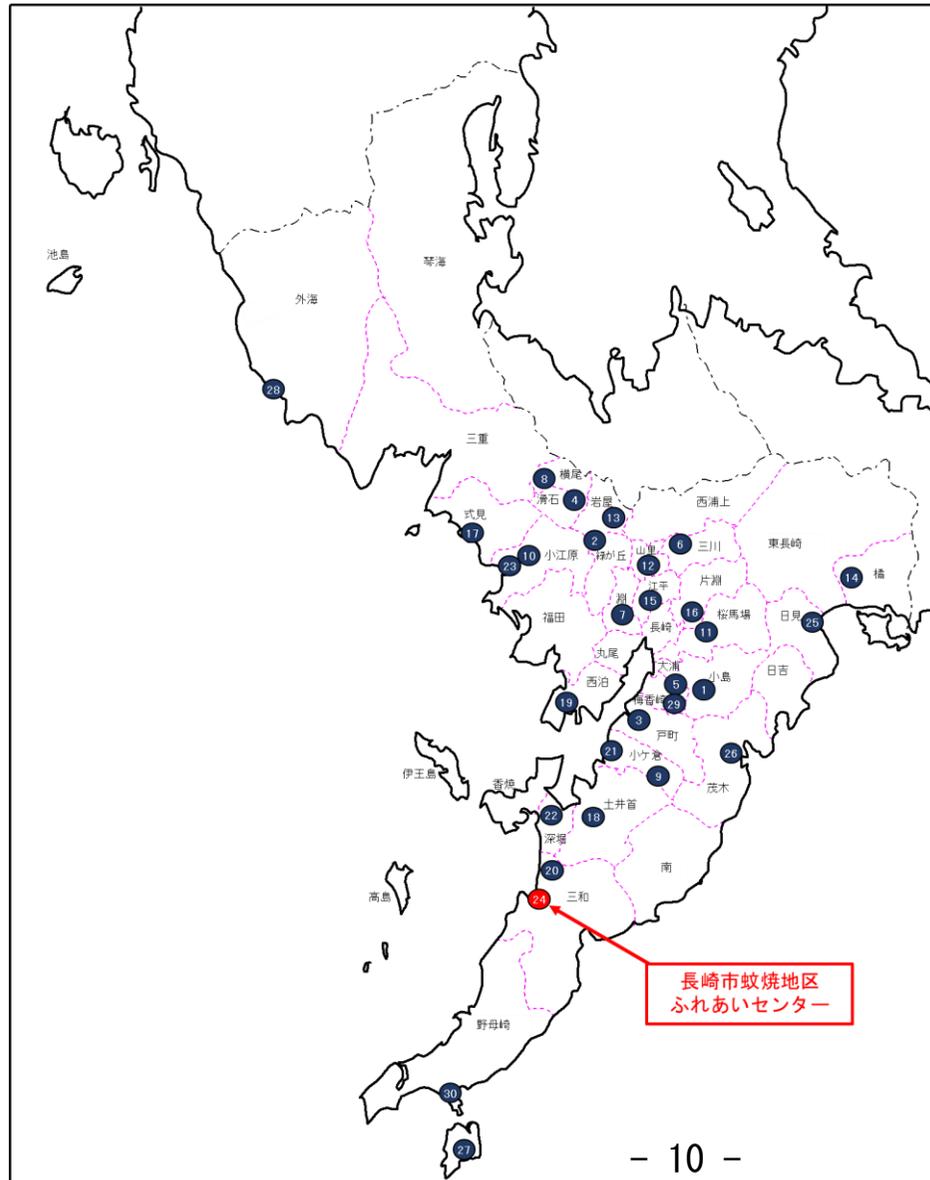
年 月	市議会	内 容
令和6年6月	6月議会	・更新の方針の説明（所管事項調査）
令和6年7月		指定管理者公募
令和6年8月		↓
令和6年9月		・公募締切
令和6年11月		11月議会

3 非公募予定施設

(長崎市蚊焼地区ふれあいセンター)

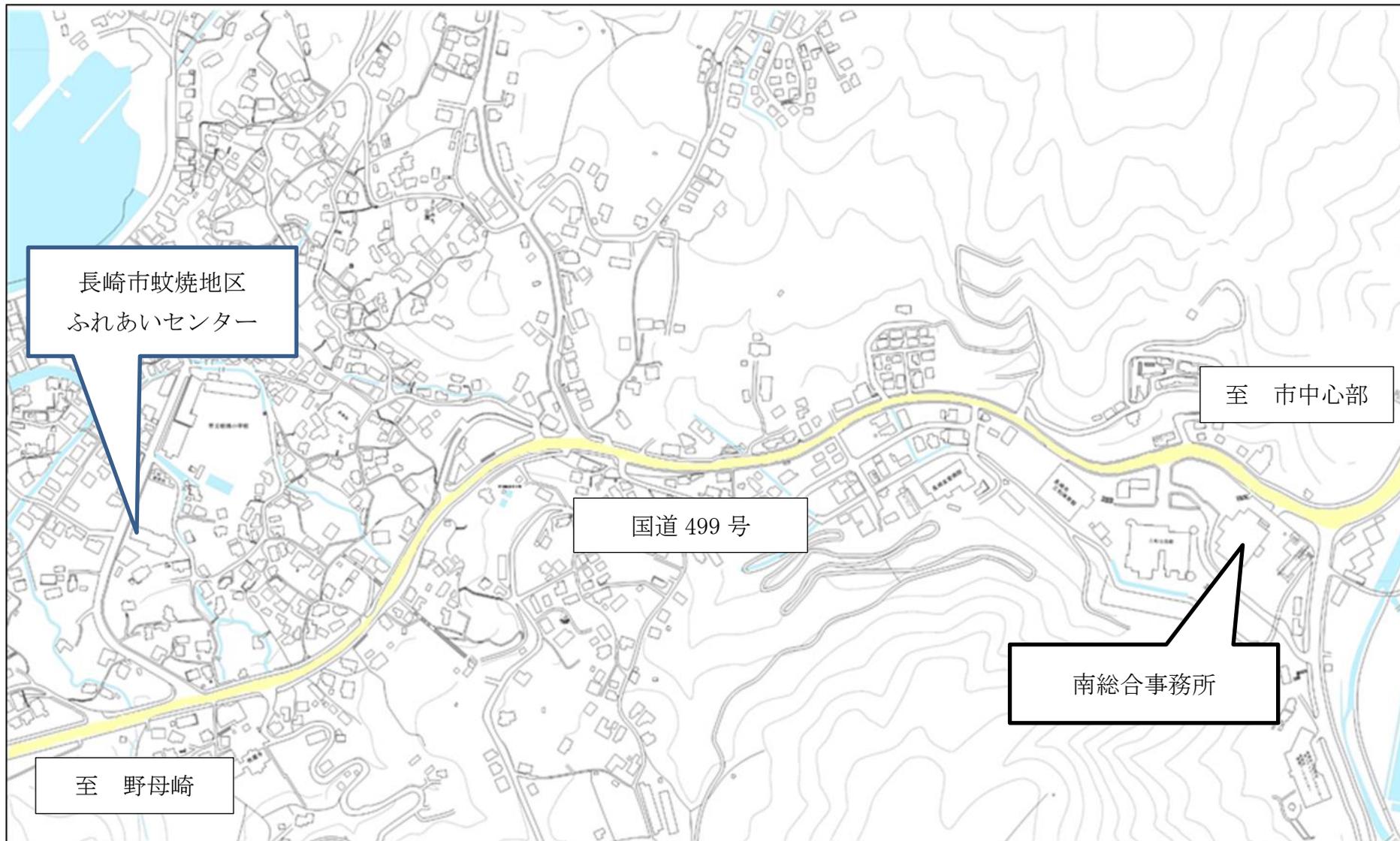
(1) 施設の概要

ア 位置図



ふれあいセンター一覧

- 1 小島地区ふれあいセンター
- 2 緑が丘地区ふれあいセンター
- 3 戸町地区ふれあいセンター
- 4 滑石地区ふれあいセンター
- 5 仁田佐古地区ふれあいセンター
- 6 三川地区ふれあいセンター
- 7 淵地区ふれあいセンター
- 8 横尾地区ふれあいセンター
- 9 ダイヤランドふれあいセンター
- 10 小江原地区ふれあいセンター
- 11 桜馬場地区ふれあいセンター
- 12 山里地区ふれあいセンター
- 13 西北・岩屋ふれあいセンター
- 14 橋地区ふれあいセンター
- 15 浦上駅前ふれあいセンター
- 16 上長崎地区ふれあいセンター
- 17 式見地区ふれあいセンター
- 18 土井首地区ふれあいセンター
- 19 木鉢地区ふれあいセンター
- 20 晴海台地区ふれあいセンター
- 21 小ヶ倉地区ふれあいセンター
- 22 深堀地区ふれあいセンター
- 23 手熊地区ふれあいセンター
- 24 蚊焼地区ふれあいセンター
- 25 日見地区ふれあいセンター
- 26 茂木地区ふれあいセンター
- 27 野母崎樺島地区ふれあいセンター
- 28 出津地区ふれあいセンター
- 29 大浦地区ふれあいセンター
- 30 脇岬地区ふれあいセンター



長崎市蚊焼地区
ふれあいセンター

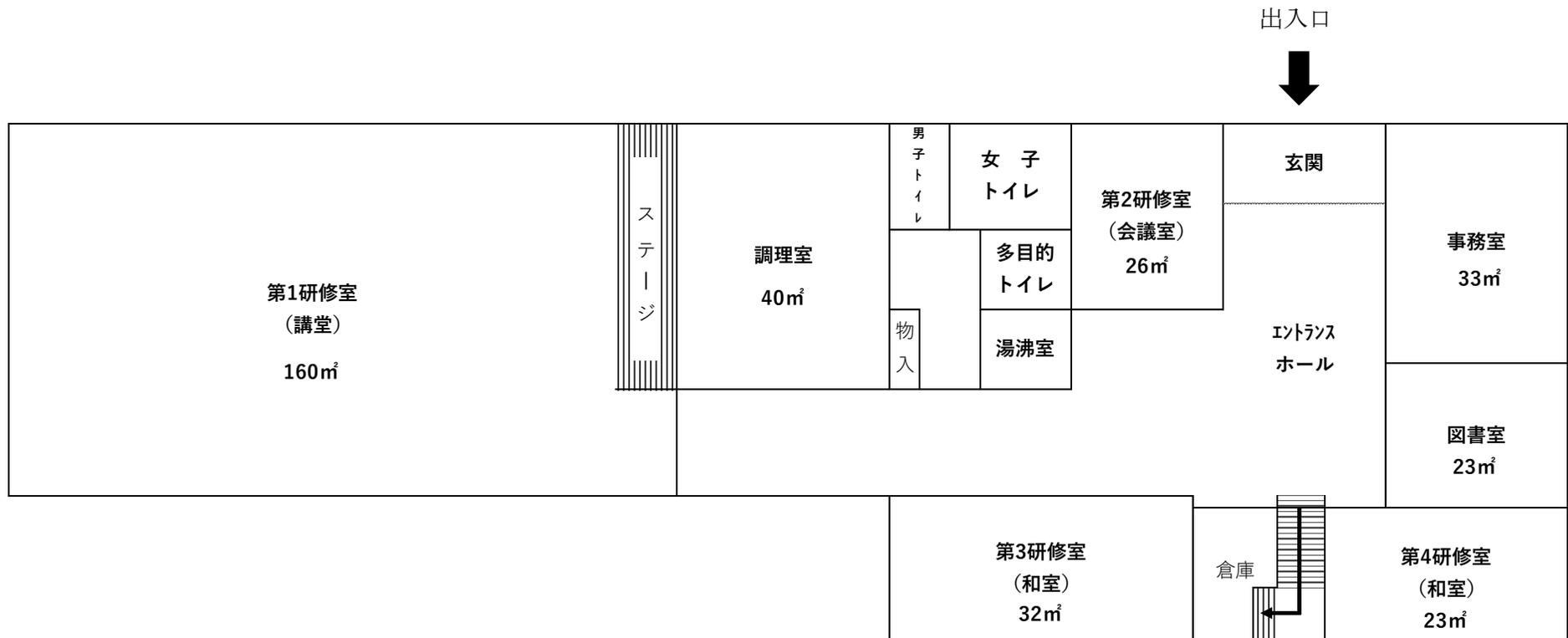
国道 499 号

至 市中心部

南総合事務所

至 野母崎

イ 平面図 (配置図)



ウ 写真



外観



第1研修室（講堂）



調理室



図書室

- エ 名称 長崎市蚊焼地区ふれあいセンター
- オ 所在地 長崎市蚊焼町 3020 番地 1
- カ 構造 鉄筋コンクリート造 2 階建のうち 1 階部分
- キ 設置年月日 令和 2 年 4 月 1 日
- ク 設置目的 市民の教養の向上、文化の振興及び社会福祉の増進を図り、地域住民の連帯意識の高揚に資するため
- ケ 主な施設内容

延床面積	724 m ² のうち 1 階 534 m ²	
施設内容	1 階	第 1 研修室、第 2 研修室、第 3 研修室、第 4 研修室、調理室、図書室、事務室
	2 階	(普通財産)

- コ 開館時間の承認の基準 午前 9 時から午後 5 時までの時間帯を基本とする 1 日 8 時間以上
- サ 休館日の承認の基準 毎週日曜日又は毎週月曜日及び年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日までの期間内）

(2) 指定管理者制度導入による効果の検証

- ア 利用者の推移

(人)

年度	導入前 (H31 年度)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用人数	4,367	4,056	5,144	10,090	11,475

イ 指定管理委託料（修繕に係る委託料を除く）

（千円）

年度	導入前 (H31 年度)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
金額	3,308	5,662	6,699	6,699	6,699

ウ 利用料金収入

（千円）

年度	導入前 (H31 年度)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
金額	217	179	192	270	304

エ 主なサービス向上策

主催講座である「ふれあいセンター講座」を令和 5 年度は 33 回実施するなど、地域住民の文化の振興のための取組みに特に力を入れている。（ふれあいセンター主催講座実施回数基準：年 2 回以上）

オ 評価

地域住民において構成された協議会に管理運営を委託していることから、地域のニーズに合った運営ができており、利用者数も増加しているなど評価できる。

(3) 次期指定管理者の選定方針について

- ア 現在の指定管理者 蚊焼地区コミュニティ協議会
- イ 現在の指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
- ウ 次期指定期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
- エ 非公募の理由 地元密着型の施設であり、地元の住民で構成された団体に委託することにより、住民へのサービスの向上と地域コミュニティの活性化のメリットなどが見込めるため、これまでも円滑に管理・運営を行ってきた実績のある蚊焼地区コミュニティ協議会を引き続き指定管理者の候補団体として非公募により選定するもの。
- オ 利用料金制 適用

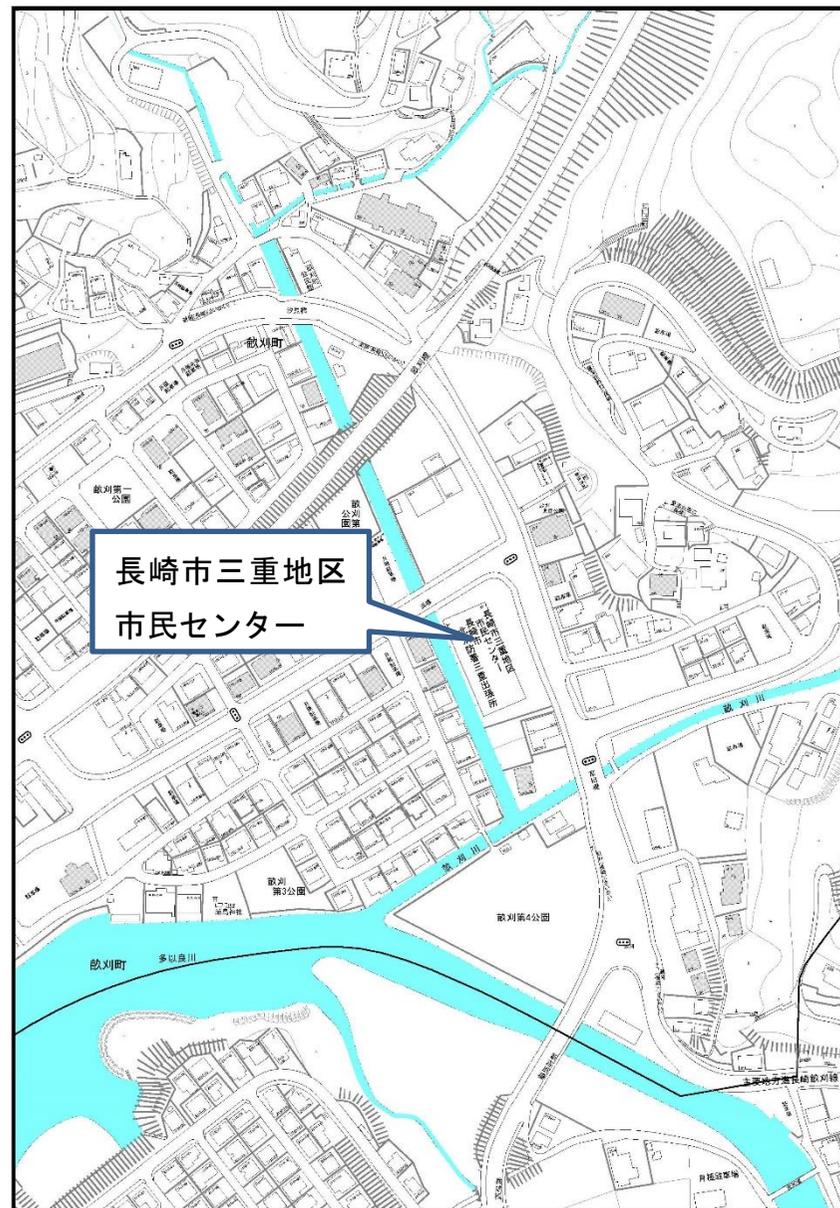
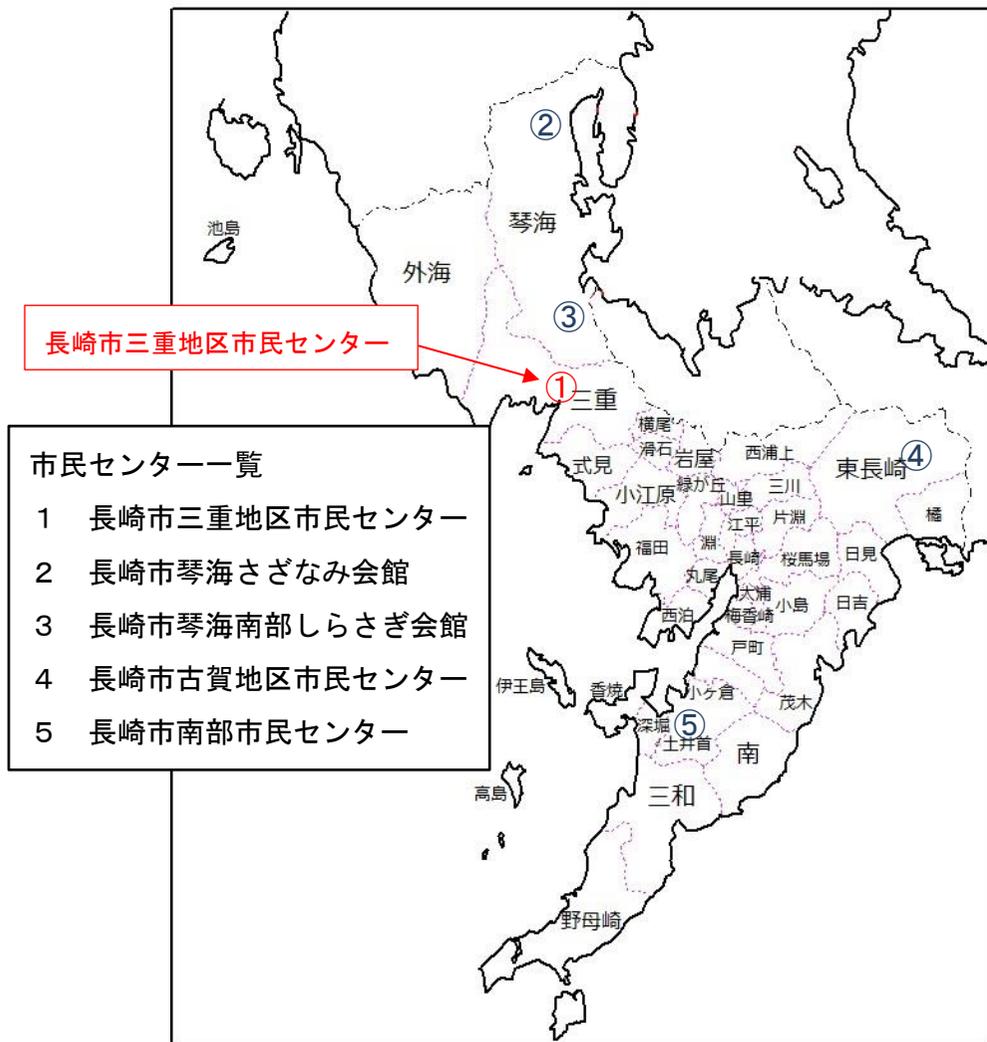
(4) 指定までのスケジュール

年月	市議会	内容
令和6年6月	6月議会	・更新の方針の説明（所管事項調査）
令和6年8月 令和6年9月		・特定団体に仕様書等を提示 ・特定団体から指定に必要な書類を受領 ・特定団体の決定
令和6年11月	11月議会	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">指定管理者の指定</div> ・指定議案審査 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">債務負担行為の設定</div> ・補正予算議案審査

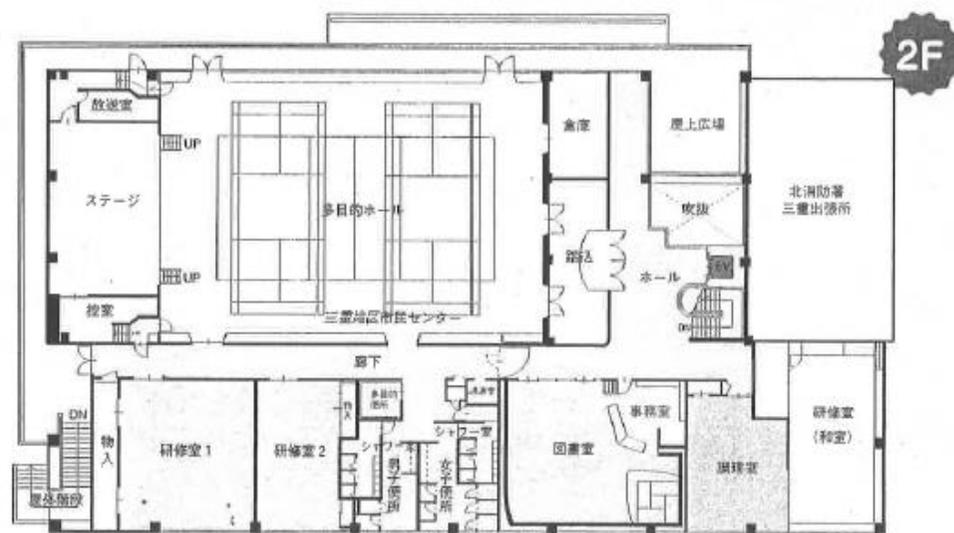
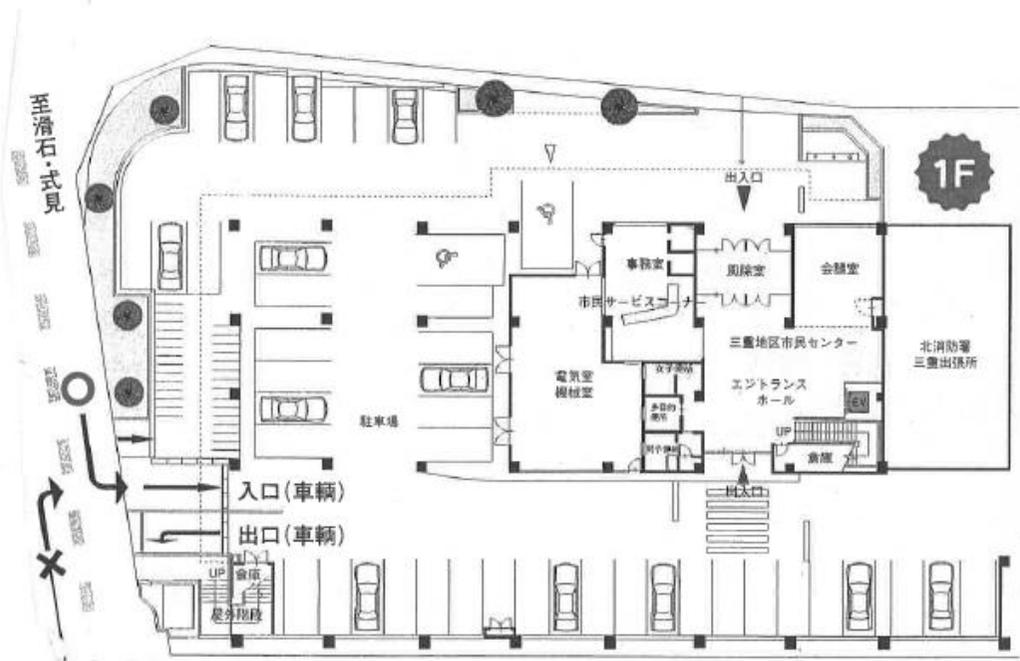
(長崎市三重地区市民センター)

(1) 施設の概要

ア 位置図



イ 平面図 (配置図)



ウ 写真



外観



研修室



多目的ホール



和室

エ 名称 長崎市三重地区市民センター

オ 所在地 長崎市畝刈町 28 番地 7

カ 構造 鉄骨造 2 階建て

キ 設置年月日 平成 15 年 4 月 1 日

ク 設置目的 市民にコミュニティ活動の場を提供し、もって住みよい地域社会づくりの推進に資するため

ケ 主な施設内容

1 階 エントランスホール、駐車場

2 階 多目的ホール（控室、放送室含む）、研修室 1、研修室 2、研修室（和室）、調理室、図書室、事務室、その他

コ 開館時間の承認の基準 午前 8 時 45 分から午後 9 時までの時間帯を含む 1 日 12 時間 15 分以上

サ 休館日の承認の基準 毎週月曜日（祝日の場合は開所し、翌日以降の最初の平日が休所）、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

(2) 指定管理者制度導入による効果の検証

ア 利用者の推移

(人)

年度	導入前 (平成 17 年度)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用人数	59,612	30,622	32,382	37,780	40,149

イ 指定管理委託料（修繕に係る委託料を除く）

（千円）

年度	導入前 (平成 17 年度)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
金額	6,875	6,644	8,487	8,487	8,487

ウ 利用料金収入

（千円）

年度	導入前 (平成 17 年度)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
金額		1,488	1,824	1,963	2,343

エ 主なサービス向上策

運営委員会においては、「ちまき作り教室」や「スマホ教室」などの、子供から大人まで幅広い年齢層の自主事業を行っており、地区の一体感の醸成に寄与している。

オ 評価

事業計画に基づき、地域の実状やニーズに沿ったきめ細やかな対応を行っている。

また、子供から高齢者まで幅広い年齢層を対象とした事業をバランスよく行うことで、利用者の増加と満足度向上に努めており、適切な運営を行っている。

(3) 次期指定管理者の選定方針について

- ア 現在の指定管理者 三重地区市民センター運営委員会
- イ 現在の指定期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日
- ウ 次期指定期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日
- エ 非公募の理由 地元密着型の施設であり、地元の住民で構成された団体に委託することにより、住民へのサービスの向上と地域コミュニティの活性化のメリットなどが見込めるため、これまでも円滑に管理・運営を行ってきた実績のある三重地区市民センター運営委員会を引き続き指定管理者の候補団体として非公募により選定するもの。
- オ 利用料金制 適用

(4) 指定までのスケジュール

年月	市議会	内容
令和6年6月	6月議会	・更新の方針の説明（所管事項調査）
令和6年8月 令和6年9月		・特定団体に仕様書等を提示 ・特定団体から指定に必要な書類を受領
令和6年11月	11月議会	・特定団体の決定 指定管理者の指定 ・指定議案審査 債務負担行為の設定 ・補正予算議案審査